

処 分 基 準

令和 6 年12月12日 作成

法 令 名	:	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	:	第 3 1 条 の 2 4
処 分 の 概 要	:	特定遊興飲食店営業者に対する指示
原権者（委任先）	:	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	:	
処 分 基 準	:	別紙 1 のとおり
問 い 合 わ せ 先	:	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	:	

別紙 1

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく 指示及び措置命令の基準

第 1 指示

1 指示の基準

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法第28条第1項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定及び同条第2項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第25条、第29条、第31条の4第1項若しくは第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項若しくは第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項若しくは第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、指示をするものとする。ただし、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は指示を行わないこと。

なお、法に基づく処分又は法第3条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。

- (2) 指示は、比例原則にのっとり行うこと。
(3) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。
(4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
(5) 指示は、1回の違反について1回行うものとする。

2 指示の手続

- (1) 指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を要しない。
- (2) 指示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）第112条

第1項の書面に審査請求をすることができる旨を記載して行うこと。

3 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。
- (2) 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。
- (3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

4 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うこと。

第2 措置命令

1 措置命令の基準

- (1) 法第31条の8第3項又は第4項の規定に違反する行為が行われた場合は、法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）をするものとする。
- (2) 措置命令は、比例原則にのっとって行うこと。
- (3) 措置命令は、営業者にとって過大な負担を課さないものとする。
- (4) 措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 措置命令は、1回の違反について1回行うものとする。

2 措置命令の手続

- (1) 措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。
- (2) 措置命令は施行規則第112条第1項の書面に審査請求をすることができる旨を記載して行うこと。

3 措置命令の内容

第1の3に準じて行うこと。

4 措置命令を行った後の措置

措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。